

記載例

様式第 11

年次報告書

① 令和 5 年 6 月 1 0 日

② 奈良県知事 殿

郵便番号 123-4567
 会社所在地 奈良県奈良市鹿角町 30-6
 会社名 株式会社やまと工業
 電話番号 0123-45-6789
 代表者の氏名 大和 後継

押印は
不要

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

記

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別 ③	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
報告者に係る認定 の認定年月日等	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	認定年月日及び番号④	平成 3 1 年 1 月 2 0 日（産総セ第 3 5 0 号）
	認定申請基準日⑤	平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日
	報告基準日⑥	令和 5 年 3 月 1 5 日
	報告基準期間⑦	令和 4 年 3 月 1 6 日 から 令和 5 年 3 月 1 5 日
	報告基準事業年度⑧	令和 3 年 7 月 1 日 から 令和 4 年 6 月 3 0 日

① 年次報告日 年次報告書を提出する日。報告の期限は、報告基準日の翌月から 3 ヶ月を経過する日（贈与は贈与税申告期限日の翌日から 3 か月を経過する日なので、毎年 6 月 1 5 日。相続は相続税申告期限日の翌日から 3 ヶ月を経過する日）。報告期限日が土日祝日の場合は、次の平日が期限日です。

② 宛先 「奈良県知事 殿」としてください。

③ 報告者の種別 認定申請時の種別をレ点又は黒塗りでチェック。

第一種：先代経営者からの贈与・相続

第二種：先代経営者以外からの贈与・相続

特別：一般措置、特例：特例措置

④ 認定年月日及び番号 認定書（様式第 9）に記載の認定年月日及び番号。

⑤ 認定申請基準日 認定申請書（様式第 7 の 3 等）に記載の認定申請基準日。p. 4 の贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）に同じ。

⑥ 報告基準日 贈与・相続税の申告期限の翌日から 1 年を経過するごとの日。p. 2 以降の贈与報告基準日（相続報告基準日）に同じ。

⑦ 報告基準期間 「前回の報告基準日の翌日」から「今回の報告基準日」までの期間。1 回目の年次報告では、「認定申請基準日の翌日」から「1 回目の報告基準日」となります。p. 4 以降の贈与報告基準期間（相続報告基準期間）に同じ。

⑧ 報告基準事業年度 以下(1)～(3)に該当する全ての事業年度。

(1)前回の報告基準日（1 回目の年次報告では、認定申請基準日）の翌日の属する事業年度

(2)今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度

(3)①と②の間の事業年度

なお、1 回目の年次報告では、認定申請基準日と報告基準日の間が 1 年以上に及ぶため、2 期の年度にわたるケースが多く、その場合は 2 段書又は通期にて記載してください。p. 6 の贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に同じ。

記載例

(別紙1)

- ⑨ 第 一 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①
(認定年月日:平成31年1月20日、認定番号:産総セ第350号)

1 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

贈与報告基準日(相続報告基準日)における総株主等議決権数 ⑩	(a)	1,000個	
氏名	大和 後継		
住所	奈良県奈良市鹿角町30-6		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合 ⑪	(b)+(c) (b)+(c)/(a)	850個 85.0%	
贈与報告基準日(相続報告基準日)における保有議決権数及びその割合 ⑫	(b) (b)/(a)	700個 70.0%	
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) ⑬ (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)	600個		
⑭	<input type="checkbox"/> 第70条の7 <input type="checkbox"/> 第70条の7の2 <input type="checkbox"/> 第70条の7の4 <input checked="" type="checkbox"/> 第70条の7の5 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8		
(*1)のうち贈与報告基準日(相続報告基準日)までに譲渡した数 ⑮	0個		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者 ⑯	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	
	大和 妻子	奈良県奈良市鹿角町30-6	(c) (c)/(a) 100個 10.0%
	大和 一郎	奈良県奈良市鹿角町30-6	(c) (c)/(a) 25個 2.5%
	(株)やまと機械	奈良県奈良市せんと町70-2	(c) (c)/(a) 25個 2.5%

⑨～⑯では、経営承継受贈者(経営承継相続人)についてご記載ください。

- ⑨ 認定の種類 アンダーラインのところに、それぞれ「第一種・第二種」、「特別・特例」、「相続・贈与」を記載してください。
- ⑩ 贈与報告基準日(相続報告基準日)における総株主等議決権数 会社の発行株式総数に係る議決権の数。ただし、自己株式や完全に議決権のない種類株、単元未満の株式などは含みません。添付資料の「株主名簿」と整合性が取れるようにしてください。
- ⑪ 贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合 報告基準日に後継者である代表者と同族関係者が保有している議決権数の合計及び総議決権数に占める割合。パーセンテージは、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記載してください。(以下、同様です。)添付資料の「株主名簿」と整合性が取れるようにしてください。
- ⑫ 贈与報告基準日(相続報告基準日)における保有議決権数及びその割合 報告基準日に後継者である代表者が保有している議決権数及び総議決権数に占める割合。添付書類の「株主名簿」と整合性が取れるようにしてください。
- ⑬ 適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数 納税猶予の対象である株式の議決権数。
- ⑭ 租税特別措置法該当規定に、レ点又は黒塗りでチェック。第70条の7:贈与税(一般措置)、7の2:相続税(一般措置)、7の4:贈与から相続への切替(一般措置)、7の5:贈与税(特例措置)、7の6:相続税(特例措置)、7の8:贈与から相続への切替(特例措置)
- ⑮ ⑬のうち、贈与報告基準日(相続報告基準日)までに譲渡した数 後継者である代表者が「納税猶予対象株式を継続して保有していること」の確認をするため、0個でなかった場合は取消事由に該当します。
- ⑯ 贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者 議決権を保有する同族関係者が4人以上いる場合は、枠を適宜追加して、それぞれ記載してください(別紙としても構いません)。添付資料の「株主名簿」と整合性が取れるようにしてください。

記載例

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当無し ⑰ <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

- ⑰ 会社が過去に納税猶予制度を活用したことがない場合は、「該当なし」に、レ点又は黒塗りでチェック。
 先々代から先代への贈与において、事業承継税制の制度を活用して納税猶予の適用を受けているなど、会社が過去に納税猶予制度を活用したことがある場合は、該当する類型に、レ点又は黒塗りでチェック。

記載例

3 認定中小企業者について

	主たる事業内容 ⑱	機械部品の製造
⑲	贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	100,000,000円
	贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	100,000,000円
⑳	贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比べて減少した場合にはその理由	
	贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	2,500,000円
	贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	2,500,000円
	贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比べて減少した場合にはその理由	
	贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数 ㉑	(a)+(b)+(c)-(d) 32人
	厚生年金保険の被保険者の数 ㉒	(a) 28人
	厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数 ㉓	(b) 3人
	厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数 ㉔	(c) 2人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数 ㉕	(d) 1人
各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数 ㉖	1 回目（令和2年3月15日）	(f) 31人
	2 回目（令和3年3月15日）	(g) 28人
	3 回目（令和4年3月15日）	(h) 29人
	4 回目（令和5年3月15日）	(i) 32人
	5 回目（年月日）	(j) 人
	5年平均人数	((f)+(g)+(h)+(i)+(j))/5 人
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名 ㉗	令和4年3月16日から令和5年3月15日まで	大和 後継
	年月日から年月日まで	
	年月日から年月日まで	

⑱～㉗では、認定中小企業者等についてご記載ください。

- ⑱ **主たる事業内容** 複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業。製造業その他、卸売業、小売業、サービス業などが判別できるように記載してください。
- ⑲ **贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）、贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額**
- ⑳ **贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）、贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額** 準備金は、貸借対照表の資本準備金と利益準備金の合計額となります。
- ㉑ **贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数**
 (a)、(b)及び(c)の合計から(d)を引き算した人数。
 記載例では、 $28 + 3 + 2 - 1 = 32$ 人となります。
 添付資料の「従業員数証明書」、「証明書類」と整合性が取れるようにしてください。
- ㉒ **(a)欄** 厚生年金保険に加入している常時使用する従業員数。
 正規従業員と比較して4分の3に満たない短時間労働者等は含みません。
- ㉓ **(b)欄** 厚生年金保険の加入対象外で、健康保険のみに加入(70～74歳)している常時使用する従業員数。
- ㉔ **(c)欄** 社会保険加入対象外(75歳以上)である常時使用する従業員数。
- ㉕ **(d)欄** (a)～(c)に含まれる常時使用する従業員のうち、役員の数。役員とは株式会社の場合には、取締役、会計参与、監査役をいいますが、ここでは、「使用人兼務役員」の方は含みません。
- ㉖ **各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均** 今回の年次報告における従業員数は、㉑に記載の従業員数と一致する必要があります。
- ㉗ **贈与報告基準日（相続報告基準日）における代表者の氏名** 1段目に㉗の期間、㉗の期間における代表者の氏名を記載してください。贈与報告基準期間に代表者が交代した場合、上記に加えて2～3段目に記載してください。

記載例

4 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について ⑳

区分	特定特別子会社に <input checked="" type="checkbox"/> 該当 / 非該当		
会社名	(株)やまと機械		
会社所在地	奈良県奈良市せんと町 70-2		
主たる事業内容	製造業		
総株主等議決権数	(a) 100個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	大和 後継	奈良県奈良市鹿角町 30-6	(b) 100個 (b)/(a) 100.0%

5 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	㉑ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

- ㉑ 特別子会社複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。特別子会社とは、申請会社とその代表者（経営承継受贈者）及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数を占める会社をいいます。いわゆる会社法に規定される「子会社」とは定義が異なります。また、特定特別子会社とは、特別子会社のうち、申請会社とその代表者（経営承継受贈者）及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数を占める会社をいいます。

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主について、枠を追加するなどして全て記載してください（別紙としても構いません）。

- ㉒ 拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）の発行の有無をレ点又は黒塗りにてチェック。発行している場合には保有者の住所、氏名を記載してください。

記載例

(別紙2)

第 一 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①

⑩ (認定年月日：平成31年1月20日、認定番号：産総セ第350号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度) (令和4年3月16日 から 令和5年3月15日まで) における特定資産等に係る明細表 ⑪				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*3)を除く。)		(1) 円	(12) 円
	資産保有型了会社又は資産運用型了会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)		(2) 円	(13) 円
	特別了会社の株式又は持分以外のもの		(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの		(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)		(11) 円	(22) 円

認定中小企業等における特定資産等について

従業員数(同一生計の親族を除きます)が5人以上で、「事業実態要件」を満たす場合は、それを証明する書類等を添付することにより、明細表の(1)~(30)の記載は全て省略できます。

ただし、その場合においても、⑩、⑪、⑫の欄は記載する必要があります。特定資産等の各種別の記載方法については、中小企業庁HPの認定申請(様式第7の3、8の3)の記載例をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm

⑩ 認定の種類 アンダーラインのところに、それぞれ「第一種・第二種」、「特別・特例」、「相続・贈与」を記載してください。

⑪ ⑧と一致する必要があります。

記載例

	に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用 収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16) +(18)+(20)+(21)+(22)) 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算人となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算人となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=[(23)+(27)+(28)] /[(24)+(27)+(28)] %	特定資産の運用 収入の合計額が 総収入金額に占 める割合	(30)=(25)/(26) %		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）	③②	500,000,000円			

③② 損益計算書の売上高。(1)～(30)の記載を省略する場合であっても、ここは必ず記載してください。

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---